

生物遺伝資源提供同意書

国立大学法人山口大学（以下「提供者」という。）と_____（以下「利用者」という。）は、提供者が利用者にリソース「ゾウリムシ」（別表1のとおり、また由来する産物、関連するモノクローナル抗体を含むものとする。以下、「本件リソース」という。）を提供するにあたり、次の事項に同意する。

1. 提供者は、我が国におけるライフサイエンスの分野における研究開発及びその実用化の発展のため、生物遺伝資源（バイオリソース）の提供を行っている。
2. ①利用者は、本件リソースを、次の課題に利用する。

課題名：_____

- ②利用者が、本件リソースを上記と大幅に異なる課題に利用するときは、事前に提供者に属する山口大学大学院創成科学研究科藤島研究室（以下「提供研究室」という）に連絡する。
3. 利用者は、本件リソースを、ヒト（治療、診断、飲食物、その他）に直接使用してはならない。
4. 利用者は、本件リソースの利用に当たって、別表2に掲載されている提供条件を遵守する。寄託者及び譲渡者の承諾を必要とする場合は、利用者は「提供承諾書」により事前に寄託者及び譲渡者の承諾を得なければならない。
5. 利用者は、本件リソースを利用した研究成果等を発表する際には、本件リソースが国立研究開発法人日本医療研究開発機構(AMED)のナショナルバイオリソースプロジェクトを介して提供者から提供されたことを明示する。また、利用者はその発表の写しを提供研究室へ送付する。提供者は、事業の成果としてそれを公表することができる。

記載（英文）例：*Paramecium* strain used in this study was provided by Symbiosis Laboratory, Yamaguchi University with support in part by the National Bio-Resource Project of Japan Agency for Medical Research and Development.

6. ①利用者は、本件リソースの提供にあたって発生する経費を負担することを原則とする。
②利用者は、提供にあたって発生する経費を、本件の業務の一部を委託されている有限会社山口ティール・エル・オー（以下「技術移転機関」という）の発行する請求書に従い、技術移転機関の指定する銀行口座へ支払わなければならない。
③技術移転機関は、別途提供者との間で取り交わされている委託契約に基づき、前項記載の経費の收受と提供者への配分を行うものとする。
7. 本件リソースは、利用者と2.①記載の課題に携わる共同研究者が同一の課題の範囲内で利用することができる。ただし、利用者は本件リソースを第三者へ転売又は譲渡し、あるいは、上記以外の第三者に利用させることはできない。ここでいう「譲渡」とは知的財産権、実施権等の全ての権利の移動あるいは移転ないし引き渡しを含む。
8. 提供者は、本件リソース並びに本件リソースを利用する権利のみを利用者へ提供する。本件リソースに付帯している知的財産権、実施権等の権利は明示の如何を問わず、利用者へは一切移転されない。
9. 利用者は、本件リソースの使用が第三者の知的財産権やその他の権利を侵害していた場合、利用者の責任によって対応する。ただし、提供者の故意又は重大な過失により生じた紛争についてはこの限りではない。
10. 利用者は、本件リソースが、欠点、危険な特性、不具合等を有している可能性があること、あるいは特定の目的に合致しているとは限らないことを認識し、本件リソースの利用によって損失が生じた場合は、利用者自らの責任で処理する。
11. 本件リソースは、関連する我が国の法令及びガイドライン「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物多様性の確保に関する法律」（平成15年法律第97号、最終改正平成19年法律第8号）、「動物の愛護及び管理に関する法律」（昭和48年法律第105号、最終改正平成23年法律第105号）、「実験動物の飼養及び保管等並びに苦痛の軽減に関する基準」（平成18年環境省告示第88号）、「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」（平成18年文部科学省告示第71号）等によって認められる範囲内の研究環境、実験条件、あるいは、国の法令等によって認められる範囲内で取り扱わなければならない。なお、当該法令等に基づく手続きが必要な場合には、利用者が当該法令に従ってその手続きをしなければならない。
12. 本件リソースの提供における輸送段階での事故の処理については、速やかに双方で別途協議し処理する。

13. 利用者が本同意書に違反したとき、提供者は、以後、利用者による本件リソース及び提供者の他のリソース利用を停止することができる。
14. 本同意書に定めのない事項及び本同意書の履行について疑義を生じた内容については、双方が協議し円満に解決を図る。

以上により同意書2通を作成し、提供者、利用者それぞれ1通を所持する。

年 月 日

<p>【提供者】 機関名： 国立大学法人山口大学 住 所： 〒753-8511 山口県山口市吉田1677番地1 機関長： 学長 岡 正朗 ㊞</p>	<p>【利用者】 機関名・会社名： 住 所：〒 担当者：（役職名 ） ㊞ TEL E-mail 研究責任者：（役職名 ） ㊞ 機関長等：（役職名 ） ㊞</p>
--	--

【技術移転機関】
 会社名： 有限会社山口ティール・エル・オー
 住 所： 山口県宇部市常盤台2丁目16番1号
 代表者： 代表取締役 三浦 房紀 ㊞

別表1

リソース ID	名称	数量	提供実費・対価	備考

別表2

リソース ID の末尾	提供条件
A	条件なし
B	研究成果の公表にあたって寄託者・譲渡者の指定する文献を引用する。
C	研究成果の公表にあたって寄託者・譲渡者に謝辞を表明する。
D	提供を受ける前に事前に寄託者・譲渡者の提供承諾書を得る。